「木の文化を支える森」における国民参加の森林づくり活動の公表（協定の更新）

下越森林管理署は、下記のとおり「木の文化を支える森」における森林づくり活動の協定の更新をしたので公表します。

記

1　協定相手方の名称
団体名　　鬼太鼓の森づくり協議会

2「ふれあいの森」の概要
（1）位　置　　新潟県佐渡市田野沢新穂山国有林１２２林班わ小班
（2）面　積　　４．９０　ha
（3）主な活動内容　　毎年度、獣害対策（主にウサギ）のほか、必要となる育樹作業を行う。

3　協定項目
別添「協定書」（写）のとおり

4．更新した理由
平成１９年１月２６日付けで協定を締結し、森づくり活動を実施してきたところですが、現協定が平成２８年３月３１日で期間満了になります。当初の協定期間である１０年間は経由したものの、佐渡島の伝統芸能である鬼太鼓という文化を未来永劫伝承する目標の達成はいまだ道半ばであることから協定を更新します。

平成２８年　４月　１日

署　名　　下越森林管理署
担当課　　業務グループ
電　話　　0254－22－4146

「鬼太鼓の森づくり」活動に関する協定書

下越森林管理署長（以下「甲」という。）及び「鬼太鼓の森づくり」協議会会長（以下「乙」という。）は、木の文化を支える森づくり活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく「鬼太鼓の森づくり」の森林整備活動等が円滑に実施されることを目的とする。

第２（木の文化を支える森の名称、位　置及び面積）

甲は、下越森林管理署新穂山国有林１２２わ林小班の４．９０ｈａを、佐渡島の伝統的な芸能である鬼太鼓の文化を支える森として、乙に提供するものとする。

なお、木の文化を支える森の名称は「鬼太鼓の森」とする。

第３（全体活動計画書の提出）

乙は、森づくり活動の実施にあたって、別紙様式１により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から 14 日以内に甲に提出するものとする。

第４（年間活動計画の提出）

乙は、毎年度の鬼太鼓の森づくり活動（以下「森づくり活動」という。）を実施にあたって、別紙様式２により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに甲に提出するものとする。なお、初年度にあっては森づくり活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第５（活動実績の報告）

乙は、毎年度の森づくり活動実績について、別紙様式３により年度末までに甲に報告するものとする。

第６（活動の実施）

１　乙は、別紙様式１及び２の計画に沿って森づくり活動を実施するものとする。

２　甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、森づくり活動の円滑な実施に努めるものとする。

３　乙は、活動実施者に対し、森づくり活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ森づくり活動を実施するものとする。

第７（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAX による場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第８（安全確保等の措置）

１　乙は、森づくり活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な対策、事故発生時の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。

２　乙は、本協定に基づく森づくり活動の参加者の安全を責任を持って確保するものとする。万一、森づくり活動に伴い事故が発生し、活動の参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在についてあらかじめ明確にしておくものとする。

第９（経費の負担）

森づくり活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第 10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結期間終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木竹等についての所有権及び森づくり活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第 11（施設の設置等）

１　乙は、森づくり活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等について、あらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

２　乙は、森づくり活動が終了した場合には、設置した施設等を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第 12（山火事防止等の措置）

１　乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

２　乙は、活動参加者に対して、当該実施箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

３　乙は、活動参加者に対して、森づくり活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第 13（法令の遵守）

乙は、森づくり活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第 14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、森づくり活動が円滑に実施されるよう、森づくり活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 16（木の文化を支える森の適切な管理）

甲は、木の文化を支える森が国民により自主的に整備されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 17（協定の破棄等）

1　甲は、以下の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に乙に通知するものとする。

（1）森づくり活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

（2）協定に基づいた森づくり活動の実施の見込みがなく、又は森づくり活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式４による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

（3）木の文化を支える森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

（4）国有林野の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

（5）協定締結による国民参加の森づくり実施要領第５の２の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

（6）協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2　乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森づくり活動の実施が困難となった場合又は森づくり活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式４により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第 18（協定の有効期間）

1　この協定は、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで効力を有するものとする。

2　この協定は、乙からの申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第 19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２８年３月２４日

（甲）下越森林管理署長　　飯塚　充由　印

（乙）「鬼太鼓の森づくり」協議会会長

佐渡市長　　甲斐　元也　印